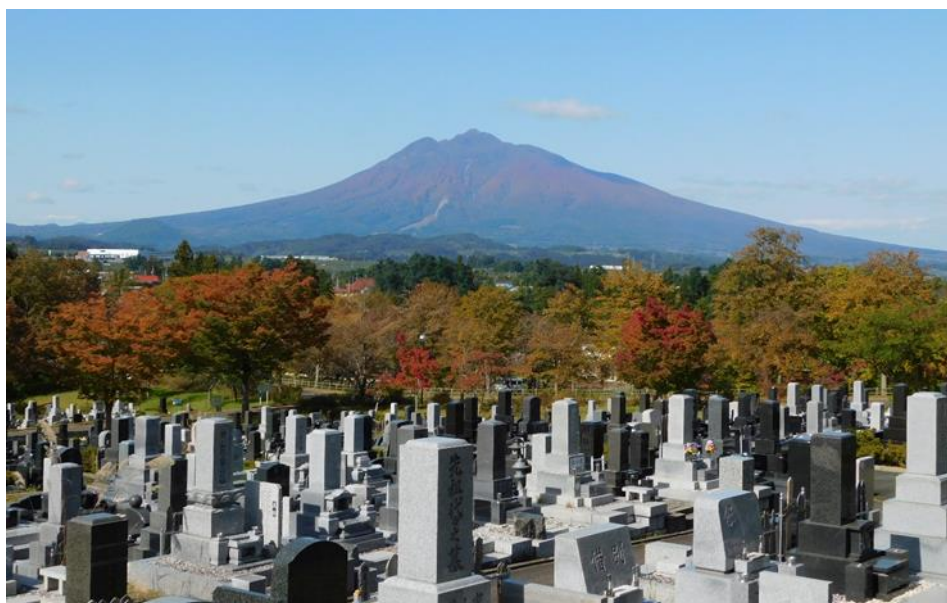


弘前霊園一般墓地

案内パンフレット



＜東側高台からの風景＞

東側高台からは、秀峰岩木山を一望することができます。

●弘前市市民生活部環境課

〒 036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

電話 (0172) 35-1111 (代表) 内線941

(0172) 40-7035 (直通)

メールアドレス: kankyou@city.hirosaki.lg.jp

●墓地公園管理事務所

〒 036-8243 弘前市大字小沢字井沢43番地3

電話 (0172) 88-3553

開園期間: 3月16日～12月15日

開園時間: 8時30分～17時00分

※土・日曜日、祝日も管理人が勤務しております。

1. 弘前霊園の概要

名 称	弘前霊園		
所 在 地	弘前市大字小沢字井沢43番地3		
敷 地 面 積	158,925㎡		
施 設 内 容	管理事務所、駐車場、貯留池など		
整 備 区 画	第1種（4㎡）：3,080区画	第2種（6㎡）：748区画	合葬墓
開 園 期 間	3月16日から12月15日まで		
開 園 時 間	8時30分から17時00分まで		

使用料及び管理手数料

区分	区画面積	永代使用料	管理手数料（年額）
第1種	4㎡ （間口1.8m×奥行2.2m）	280,000円（※）	2,530円
第2種	6㎡ （間口2.0m×奥行3.0m）	420,000円	3,300円

※中央2区B・Cの区画の永代使用料は300,000円

永代使用料…区画を永代にわたって使用するための使用料

管理手数料…参拝路や植栽などの園内施設を維持管理するための手数料

※区画内の清掃や草刈り、除雪などの維持管理は、使用者が行わなければなりません。

2. 使用の申請

申請資格

- ①弘前市に住所を有するかた
- ②弘前市に本籍を有し、弘前市外に住所を有するかた

※弘前市外に住所を有するかたは、弘前市に住所を有する代理人を選定し、その旨届け出て承認を得なければなりません。

申請前の事前確認

申請書類を提出する前に、弘前霊園にて希望する区画の状況や区画番号を確認してください。

申請書類の提出

申請書に必要事項を記入し、住民票を添付して、環境課へ提出してください。

- ☐ 埋蔵場所使用許可申請書
- ☐ 印鑑（認印可）
- ☐ 申請者の住民票（世帯全員分、本籍地の記載があるもの）

※☐ 代理人選定届

※☐ 代理人の印鑑（認印可）

※☐ 代理人の住民票（本人分、本籍地の記載があるもの）

※印は、申請者が弘前市外に住所を有する場合のみ

管理手数料 口座振替のすすめ

一度お申込みいただくと、毎年度自動的に引き落としにより納付できますので、納め忘れもなく大変便利です。

3. 納付方法

- ・所定の手続きが終わりましたら、「永代使用料納入通知書」及び「管理手数料納入通知書」を発行しますので、納期限までに指定の金融機関で納付してください。
- ・永代使用料の納付は、申請時の1回のみで、納期限は、申請日から30日目です。
- ・管理手数料の納付は、年度ごとに1回です。申請した年度の納期限は、申請日から30日目で、次年度からの納期限は、毎年6月30日です。

※納期限が土曜日、日曜日、または祝日に当たるときは、その翌営業日が納期限となります。

※年度途中の申請でも、その年度の管理手数料は年額です。

※既に納付された永代使用料及び管理手数料は、払戻しいたしません。

4. その他の届出

- 次の場合には所定の様式に必要事項を記入し、必要書類を添付し届け出なければなりません。

①使用者または代理人が本籍地、住所、氏名を変更したとき

※弘前市内に住所を有するかたの場合は必要ありません。

ただし、市内に住所を有するかたで、市外へ住所を変更する場合は必要となります。

②使用者の死亡等により名義を変更するとき

③代理人を選定するとき

④墓碑の設置等で工事をするとき

⑤埋蔵場所を返還するとき

⑥他の墓地へ遺骨を移すとき（改葬）

※改葬許可の申請は、環境課で埋蔵証明を受けたのち、市民課に提出してください。

- 次の場合には墓地公園管理事務所へ必要書類の提示及び提出する必要があります。

(1) 納骨するとき

①火葬後の納骨の場合

- ・「埋蔵場所使用許可証」の提示
- ・「埋葬許可証」の提出

②他の墓地から遺骨を移す場合

- ・「埋蔵場所使用許可証」の提示
- ・「改葬許可証」の提出

③分骨する場合

- ・「埋蔵場所使用許可証」の提示
- ・「埋蔵証明書」の提出

(2) 遺骨をとりだすとき

- ・埋蔵場所使用許可証の提示



＜天女（まごころ）の像＞

弘前市出身彫刻家 古川武治

5. 弘前霊園使用者の責務

- 年度ごとに管理手数料を納付しなければなりません。
- 区画内の清掃や草刈り、除雪などの維持管理は、使用者が責任を持って行わなければなりません。
- 園内にはごみ箱を設置しておりませんので、供物や献花、その他ごみ等は各自で持ち帰りください。

6. 使用権の消滅と取消し

- 使用者等が所在不明となり7年を経過したときは、その使用権が消滅します。
- 次の場合には使用許可を取消します。
 - ①使用権を譲渡し、又は埋蔵場所を転貸したとき
 - ②埋蔵場所を使用許可の目的（墳墓の用に供する）以外に使用したとき
 - ③管理手数料を3年以上滞納したとき
 - ④弘前霊園条例又は弘前霊園管理運営規則に違反したとき

7. 弘前霊園内での禁止事項

- 霊園内において、次の行為をしてはいけません。
 - ①墳墓及び墳墓工作施設を損害し、又は汚損すること。
 - ②立入禁止の区域に立ち入ること。
 - ③竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
 - ④ごみ、その他の汚物又は廃棄物を投棄すること。
 - ⑤指定された場所以外に車両等を乗り入れること。
 - ⑥墓参者に妨害又は迷惑を及ぼす行為をすること。
 - ⑦その他、管理上支障があると認められる行為をすること。

8. その他注意事項

- 弘前霊園に遺体を土葬することはできません。
- 地震、風水害その他の不可抗力による損害は、市は責任を負いません。

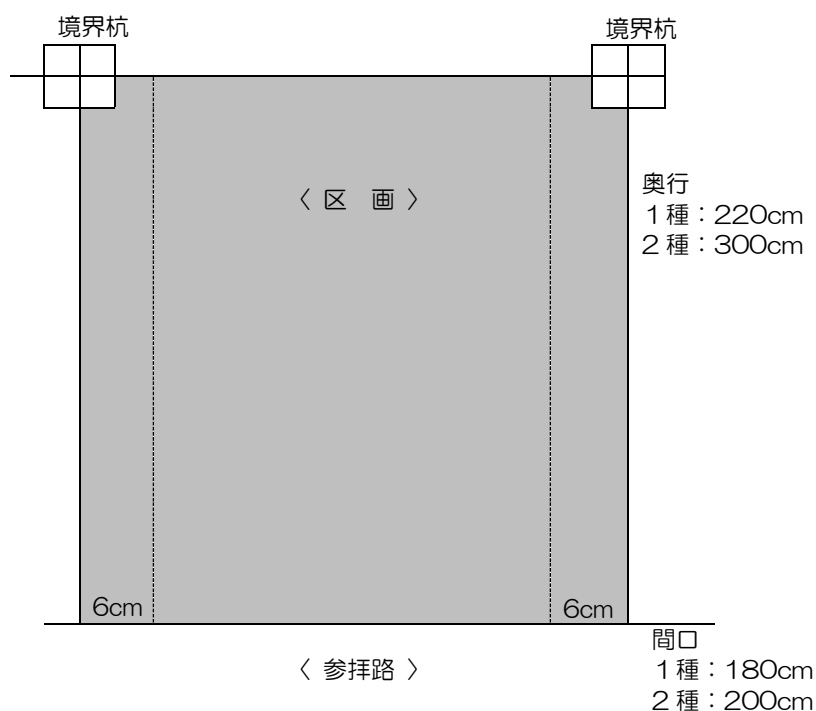
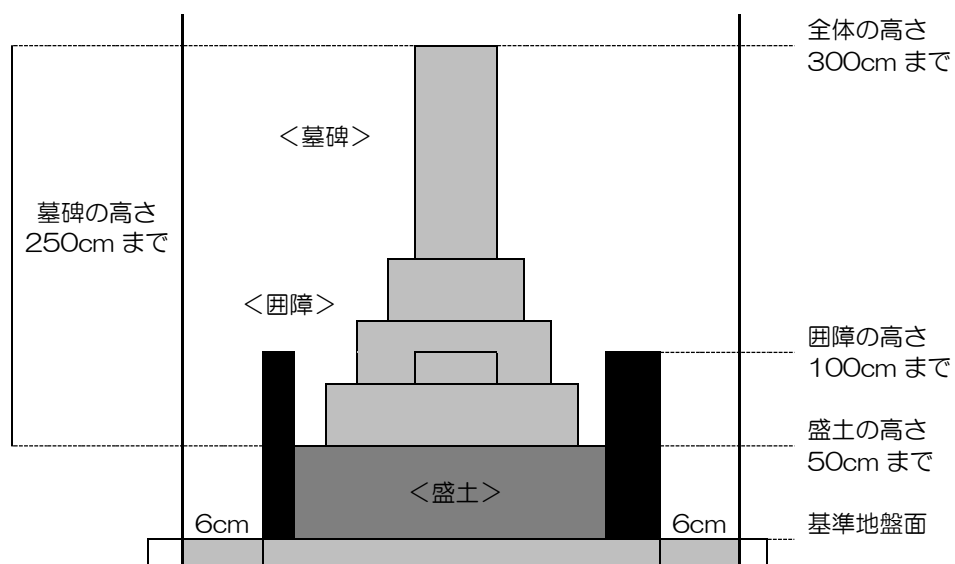


＜墓地公園管理事務所＞

事務室のほか訪れる人のために休憩所を設けています。

9. 墓碑等の構築制限

- 墓碑等を設置又は変更するときは、施工前にその旨届け出なければなりません。
- 墓碑等の設置基準は次のとおりです。
 - ① 全体の高さは、地盤面から 3.0m 以内とする。
 - ② 墓碑の形は自由とし、高さは 2.5m 以内とする。
 - ③ 盛土は、0.5m 以内とする。
 - ④ 囲障の高さは、1.0m 以内とする。
 - ⑤ 周囲の土留は、石材、コンクリート等の恒久的な材料で構築すること。
 - ⑥ 植栽する樹木は、周辺の樹園地に支障のないものを選択し、高さは 1.5m 以内とする。ただし、常に整理整形すること。（イブキやビャクシン類などは禁止します。）
 - ⑦ 境界上に設置すると、隣の墓碑等を傷つける恐れがあるため、墓碑等は区画境界から 6cm 以上離して設置してください。



有料広告欄



あの人らしい墓
思い出を彩る墓
これから新しい人生を歩むため
そして、故人の冥福を祈り
一緒に造りませんか

Memorial Story



墓地公園サイズ墓石多数展示

フリーダイヤル 0120-39-2212

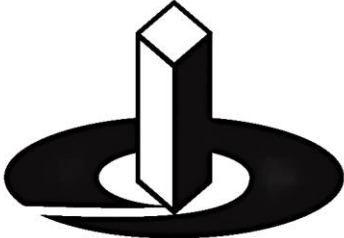
老舗創業
明治十年

株式会社 斎藤石材 弘前市神田5丁目1-10 (7号線神田陸橋そば)

全優石
全国優良石材店

～ 安心のお墓づくり。お墓のリフォーム・樹木葬・墓じまい ～

有限会社
大湯石材店



〒036-8124 弘前市石川春仕内103-1
(道の駅サンフェスタいしかわ付近)
TEL. 0172-44-0026
FAX. 0172-44-0027

お客様用無料電話
(なむさん いしやさん)
0120-631483

おおゆ石材

E-MAIL oyustone@os-net.jp
URL <http://www.os-net.jp>

墓石・設計・施工
石燈籠・石佛彫刻・他
弘前での創業慶長13年(1608)

亀岡石材店

弘前市茂森町105番地
TEL 0172-36-0160
FAX

有料広告欄

◇墓石・設計・施工 ◇記念碑・石灯籠各種 ◇古いお墓の直し・他

木村石材店

木村 健蔵

弘前市大字栄町3丁目11-6

自宅 ☎(0172) 34-2203

やまと石材弘前店 オープンしました!

特別限定セット 数量限定 **20** セット

墓石・外柵 基礎工事 設置工事 文字彫刻 消費税
すべてコミコミで **75** (税込) 万円
期間限定特別価格
好評につき新デザイン!

●白御影石:洋型タイプ(間口1.5m×奥行き1.8m) ※既存墓石・外柵等の解体費用は含まれておりません。※写真はイメージです。

Landwork 日本最大級35店舗の
ランドワークグループ 墓石専門店グループ

墓石と仏壇
やまと石材
フリーダイヤル
0120-35-1455

土日祝日も営業 午前9時から午後6時まで

ー 無料送迎便もご利用ください。ー

〒036-8076 弘前市埴間1-1-1
TEL 0172-27-1455 FAX 0172-27-1492
E-mail info@yamatosekizai.com

【青森本店】〒030-0946 青森市古館1-13-13
TEL 017-744-1488 FAX 017-765-1388
<http://www.yamatosekizai.com>

青森 やまと石材



～墓地公園パンフレット広告募集のお知らせ～

(令和2年度の募集は終了しました)

墓地公園パンフレットへの掲載広告を来年度も募集します!!

■広告の規格(予定)

- ・1号広告 縦70_{ミリ}×横80_{ミリ}
- ・2号広告 縦70_{ミリ}×横170_{ミリ}

■掲載期間(予定)

令和3年11月1日から1年間

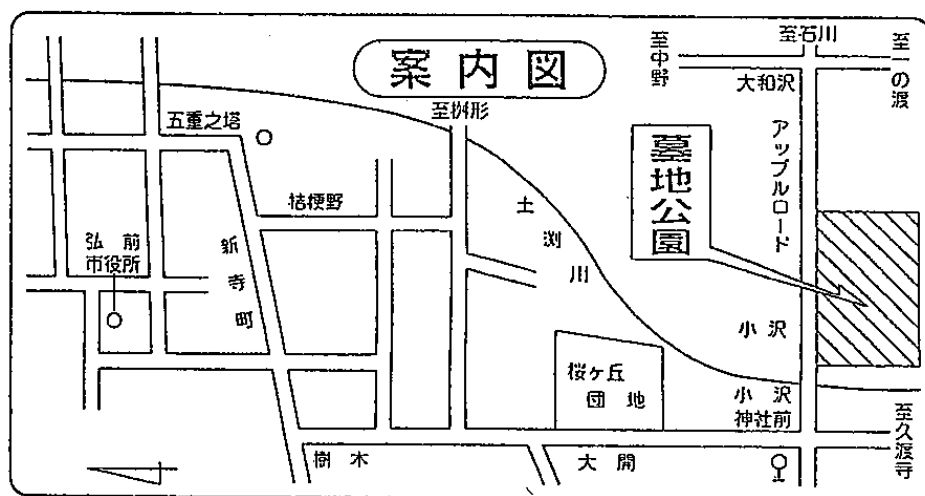
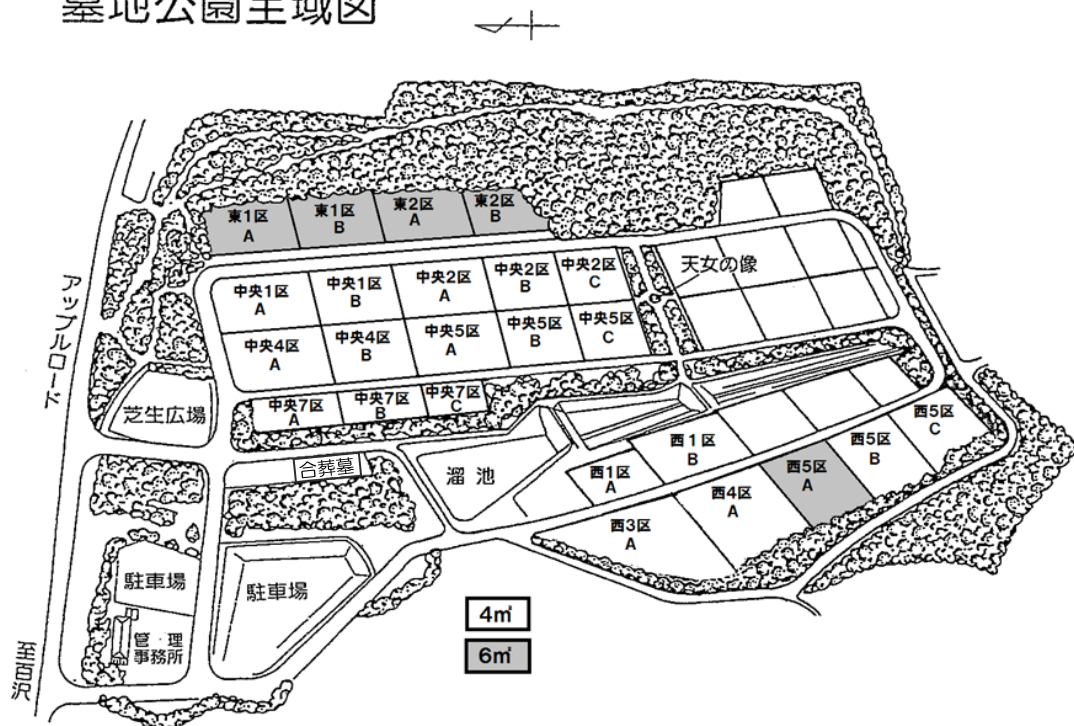
※ 募集の詳細については、市ホームページ等にて告知する予定です。

10. 弘前霊園一般墓地使用上の諸手続一覧（令和2年11月1日現在）

手続きの種類	必要書類	備 考	届出先
使用の申請	①埋蔵場所使用許可申請書	- 事前に希望する区画の状況や区画番号を弘前霊園にてご確認ください。 ◆ 管理手数料 口座振替のおすすめ ◆ 一度お申込みいただくと、毎年度自動的に引き落としにより納付できますので、納め忘れもなく大変便利です。 お手続きに必要なもの - 通帳とお届け印	環境課 ◆口座振替◆ 市内に本店・支店のある金融機関等の窓口でお手続きができます。
	②印鑑（認印可）		
	③住民票 （世帯全員分、本籍記載）		
住所等の変更	①住所等変更届	使用者又は代理人に、住所、本籍、氏名等の変更がある場合は、速やかに届け出てください。 ※弘前市内に住所があるかたの転居や氏名等の変更については、届け出の必要はありません。	環境課
	②使用者の印鑑（認印可）		
	③埋蔵場所使用許可証		
	④変更後の住民票 （変更者本人分、本籍記載）		
使用者の名義変更（承継）	①使用者名義変更届	- 使用者（名義人）の死亡等により、区画の使用者が変更となる場合は速やかに手続きを行ってください。 - 名義変更手数料500円が必要です。 ※従前の使用者が亡くなっている場合は、<u>従前の使用者の印鑑は不要です。</u> ◆ 管理手数料 口座振替のおすすめ ◆ 一度お申込みいただくと、毎年度自動的に引き落としにより納付できますので、納め忘れもなく大変便利です。 お手続きに必要なもの - 通帳とお届け印	環境課 ◆口座振替◆ 市内に本店・支店のある金融機関等の窓口でお手続きができます。
	②従前の使用者の印鑑（認印可）（※）		
	③承継者の印鑑（認印可）		
	④埋蔵場所使用許可証		
	⑤承継者の住民票 （世帯全員分、本籍記載）		
	⑥従前の使用者と承継者との関係のわかるもの （戸籍謄本等）		
代理人選定届	①代理人選定届	弘前市外に住所があるかたは、弘前市内に住所がある代理人を選定し、届け出てください。 ※弘前市から市外へ転出する場合も、<u>代理人の選定が必要です。</u>	環境課
	②使用者の印鑑（認印可）		
	③代理人の印鑑（認印可）		
	④埋蔵場所使用許可証		
	⑤代理人の住民票 （本人分、本籍記載）		
使用許可証の再交付	①埋蔵場所使用許可証再交付申請書	- 紛失したときは、使用許可証を再交付します。 - 再交付手数料300円が必要です。 - 本人確認のため、運転免許証等の身分証明書を持参してください。	環境課
	②使用者の印鑑（認印可）		
	③使用者の身分証明書		

手続きの種類		必要書類	備 考	届出先
墓碑等の施工		①工事届	・墓碑等の設置には、高さ等の制限がありますので、設計図には、墓碑等の寸法を明記してください。	環境課
		②設計図		
		③使用者の印鑑		
		④工事施工業者の印鑑		
		⑤埋蔵場所使用許可証		
工事の 着工・竣工		①工事着工届・工事竣工届	・工事施工業者は、工事着工前に一度、環境課へ必要書類を提出してください。確認後に一旦返却しますので、着工時に墓地公園管理事務所へ提出してください。 ※工事届がなされている必要があります。	環境課 ・ 墓地公園 管理事務所
		②設計図		
		③埋蔵場所使用許可証		
納 骨	火葬後	①埋蔵場所使用許可証	・埋葬許可証は、市区町村によって、名称が異なる場合がありますが、納骨のために必要な許可証のことです。	墓地公園 管理事務所
		②埋葬許可証		
	改葬	①埋蔵場所使用許可証	・遺骨所在の市区町村役場で「改葬許可」を受けてください。 ※改葬許可の手続きには、寺院や霊園からの埋蔵証明が必要です。詳しくは、遺骨所在の市区町村役場にお問い合わせください。	
		②改葬許可証		
	分骨	①埋蔵場所使用許可証	・寺院や霊園から埋蔵証明を受けてください。	
		②埋蔵証明書		
遺骨のとりだし	改葬	①埋蔵場所使用許可証	・環境課で埋蔵証明（「手続きの種類：埋蔵証明の交付」を参照）を受けたのち、弘前市市民課で改葬許可を受けてください。交付された「改葬許可証」は改葬先の寺院や霊園の管理者へ提出してください。	墓地公園 管理事務所
	分骨	①埋蔵場所使用許可証		
埋蔵証明 の交付		①弘前霊園埋蔵証明申請書	・証明書の発行には、埋蔵者1名につき1枚の申請書を提出してください。	環境課
		②使用者の印鑑（認印可）		
		③埋蔵場所使用許可証		
埋蔵場所 の返還		①埋蔵場所返還届	・埋蔵場所を使用しなくなった場合は、必ず区画を更地に戻してから返還してください。	環境課
		②使用者の印鑑（認印可）		
		③埋蔵場所使用許可証		

墓地公園全域図



バス：久渡寺線小沢神社前下車 徒歩5分
 ※お盆(8/13)には、弘南バスの久渡寺線が
 墓地公園を経由しますのでご利用ください。

開園期間：3月16日～12月15日

開園時間：8時30分～17時00分

※土・日曜日、祝日も管理人が勤務しております。